



# 宮 崎 県 公 報

平成29年1月30日(月曜日) 第 2865 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1	
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… ( “ ) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 3	

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更…………… (障がい福祉課) 3	
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………… (循環社会推進課) 3	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 3	
○漁船損害等補償法に基づく発起人の届出…………… (水産政策課) 4	
○道路の区域の変更(3件)…………… (道路保全課) 5	
○道路の供用の開始(2件)…………… ( “ ) 6	

### 公 告

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 6	
<b>人事委員会規則</b>	
○職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則…………… 7	

## 告 示

### 宮崎県告示第61号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
産婦人科たなかクリニック	日南市園田1丁目1番5号	平成29年1月1日
訪問看護ステーション エール	都城市横市町5876番地9	平成28年12月1日

### 宮崎県告示第62号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
たなか産婦人科クリニック	日南市木山1丁目5番23号	平成28年12月31日

合資会社カイ薬局 | 延岡市伊形町4961-1 | 平成28年12月27日

### 宮崎県告示第63号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構都城医療センター	都城市祝吉町5033番地1
藤元総合病院	都城市早鈴町17街区1号
宗正病院	都城市八幡町15街区3号

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成29年2月1日から平成32年1月31日まで

### 宮崎県告示第64号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302598	訪問介護事業所すみれ伊形町	宮崎県延岡市下伊形町5972-1	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市上時枝1205番地の52	平成28年12月1日	訪問介護
4570302580	訪問介護カルカ	宮崎県延岡市西階町一丁目2448番地11	いやしの家みより合同会社	宮崎県延岡市瀬之口町二丁目2番地16	平成28年12月1日	訪問介護
4560390173	訪問看護ステーション 陽のひかり	宮崎県延岡市浜町408番地28 浜アネックス 102号	株式会社陽のひかり	宮崎県延岡市浜町408番地28 浜アネックス 102号	平成28年12月1日	居宅療養管理指導
4560390173	訪問看護ステーション 陽のひかり	宮崎県延岡市浜町408番地28 浜アネックス 102号	株式会社陽のひかり	宮崎県延岡市浜町408番地28 浜アネックス 102号	平成28年12月1日	訪問看護
4570203994	ヘルパーセンター ひなたば	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	株式会社結	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	平成28年12月1日	訪問介護

宮崎県告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302572	居宅介護支援事業所 すみれ	宮崎県延岡市下伊形町5972-1	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市上時枝1205番地の52	平成28年12月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302606	通所介護事業所すみれ伊形町	宮崎県延岡市下伊形町5972-1	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市上時枝1205番地の52	平成28年12月1日	介護予防通所介護
4570302598	訪問介護事業所すみれ伊形町	宮崎県延岡市下伊形町5972-1	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市上時枝1205番地の52	平成28年12月1日	介護予防訪問介護
4570302580	訪問介護カルカ	宮崎県延岡市西階町一丁目2448番地11	いやしの家みより合同会社	宮崎県延岡市瀬之口町二丁目2番地16	平成28年12月1日	介護予防訪問介護
4560390173	訪問看護ステーション 陽のひかり	宮崎県延岡市浜町408番地28 浜アネックス 102号	株式会社陽のひかり	宮崎県延岡市浜町408番地28 浜アネックス 102号	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導

		ネックス 102号		ネックス 102号		
4560390173	訪問看護ステーション 陽のひかり	宮崎県延岡市浜町408番地28 浜アネックス 102号	株式会社陽のひかり	宮崎県延岡市浜町408番地28 浜アネックス 102号	平成28年12月1日	介護予防訪問看護
4570203994	ヘルパーセンター ひなたば	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	株式会社結	宮崎県都城市高崎町大牟田1999番地22	平成28年12月1日	介護予防訪問介護
4570800732	デイサービス稲穂	宮崎県西都市南方字島代3372番地9	有限会社大木産業	宮崎県西都市右松698番地1	平成28年12月20日	介護予防通所介護

## 宮崎県告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001123	居宅介護支援事業所たかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	株式会社拓	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	平成28年12月2日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203846	デイサービスセンター絆愛	宮崎県都城市蓑原町2978-14	株式会社絆	宮崎県都城市平塚町9964番地5	平成28年12月31日	介護予防通所介護

## 宮崎県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
みずほ調剤薬局	小林市	小林市真方64番地6	小林市真方65番地4	平成29年1月8日

## 宮崎県告示第70号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次

のとおり指定区域として指定する。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定区域	埋立地の区分
延岡市旭町7丁目2733番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第3号イ

## 宮崎県告示第71号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次

に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成8年11月6日農林水産省告示第1740号、平成8年11月6日農林水産省告示第1743号、平成8年11月6日農林水産省告示第1744号、平成8年11月7日農林水産省告示第1746号、平成9年5月2日農林水産省告示第711号、平成9年5月7日農林水産省告示第738号、平成9年5月20日農林水産省告示第836号、平成10年3月16日農林水産省告示第405号、平成10年3月16日農林水産省告示第406号、平成10年4月21日農林水産省告示第623号、平成10年4月21日農林水産省告示第682号、平成10年7月31日農林水産省告示第1123号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第72号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年1月30日から同年2月13日まで法第113条第1項の規定による申出をする漁業協同組合において縦覧に供する。

平成29年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
延岡市北浦町宮野浦 389番地 延岡市北浦町宮野浦 451番地 延岡市北浦町宮野浦 561番地 2	堀田 洋 中田真稔 福浦教史	宮野浦加入区	北浦漁業協同組合
延岡市北浦町市振1311番地 延岡市北浦町市振 773番地 延岡市北浦町市振3740番地	高須清光 菅野教義 宇戸田為二	市振加入区	
延岡市北浦町古江2990番地1 延岡市北浦町古江3126番地 延岡市北浦町古江3127番地3	澤部秀和 澤部長治 澤部長義	古江加入区	
延岡市島浦町 721番地1 延岡市島浦町14番地18 延岡市島浦町 851番地	清田幸一郎 木下豊一 山下一満	島浦町加入区	島浦町漁業協同組合
延岡市方財町 124番地 延岡市方財町 215番地15 延岡市神戸町26番地	日高光明 菊原慶美 柳澤慎一	延岡加入区	延岡漁業協同組合
延岡市安井町1325番地 延岡市浦城町94番地1 延岡市須美江町1426番地1	谷口安博 岩切幸久 甲斐寿夫	浦城加入区	延岡市漁業協同組合
延岡市妙見町3878番地 176 延岡市妙見町3878番地 222 延岡市赤水町 490番地	二見 清 磯谷 浩 坂口清人	土々呂加入区	
東臼杵郡門川町庵川西5丁目34番地 東臼杵郡門川町庵川西5丁目32番地 東臼杵郡門川町庵川西4丁目20番地	和田吉一 小林逸己 黒木浩史	庵川加入区	庵川漁業協同組合
東臼杵郡門川町中須5丁目39番地15 東臼杵郡門川町大字門川尾末8017番地 東臼杵郡門川町平城西6番地21	黒木 巧 黒木俊二 安藤 豊	門川加入区	門川漁業協同組合
日向市大字細島 899番地 日向市大字細島 222番地3 日向市大字平岩 12318番地イ	是澤喜幸 小出 栄 松葉芳之	富島加入区	日向市漁業協同組合
日向市大字幸脇1008番地 日向市大字幸脇 953番地 日向市大字幸脇1130番地	村上重隆 池田武治 黒木泰彦	日向加入区	
児湯郡都農町大字川北3748番地13 児湯郡都農町大字川北3774番地2 児湯郡都農町大字川北3689番地9	金谷正文 黒川忠雄 橋本 剛	都農町加入区	都農町漁業協同組合
児湯郡川南町大字川南 17479番地2 児湯郡川南町大字平田5031番地2 児湯郡川南町大字川南 17565番地14	小西正人 原田英司 山田幸夫	川南町加入区	川南町漁業協同組合
宮崎市佐土原町下田島6391番地2 児湯郡新富町大字新田 17450番地 児湯郡新富町大字日置1605番	清 範夫 佐々木幸一 大西重美	富田加入区	新富町漁業協同組合

地 4				串間市大字市木8989番地14 串間市大字市木9017番地87	大山 實 近藤克浩	入区	漁業協同組合
宮崎市佐土原町下田島 20444 番地 5 児湯郡新富町大字下富田4297 番地 8 宮崎市佐土原町下田島 11713 番地口	長友由利男 長友五男 齊藤 保		一ツ瀬漁業協同組合	串間市大字大納 229番地 2 串間市大字大納 238番地 3 串間市大字大納 258番地	山下健一 小田原敏郎 田中今朝則	都井加入区	
宮崎市大島町四反田 632番地 市営住宅 233棟 5号 宮崎市赤江 409 市営住宅 1 69棟 6号 宮崎市赤江1071番地 2	河野 正 中野浩二 新田義勝	宮崎加入区	檳浜漁業協同組合	串間市大字都井1747番地 串間市大字都井1483番地 串間市大字都井2196番地	中原貞文 山口藤雄 田里徳矢	立宇津加入区	
宮崎市小戸町88番地 1 宮崎市稗原町55番地 宮崎市小戸町50番地	松岡勝志 濱田豊継 日高重広		宮崎漁業協同組合	串間市大字本城1367番地 串間市大字崎田 653番地 串間市大字崎田 423番地 2	實藤勇次 本庄健次 山崎美佐子	本城加入区	串間市漁業協同組合
宮崎市青島 3 丁目 6 番16号 宮崎市青島 3 丁目15番20号 宮崎市大字折生迫6810番地	矢部廣一 吉永勝博 長倉 貢	青島加入区	宮崎市漁業協同組合	串間市大字南方 4276番地 1 串間市大字南方4344番地 串間市大字南方4281番地	河野利昭 隈本喜八郎 萩原幸春	金谷加入区	
宮崎市大字内海5787番地 1 宮崎市大字内海5792番地口 宮崎市大字内海 821番地 5	河野一夫 岩崎勝弘 日高良一	内海加入区		串間市大字西方 15071番地25 串間市大字高松 833番地 串間市大字高松 800番地	西村 守 川畑和美 税田数博	串間加入区	
日南市大字富士3565番地 1 日南市大字宮浦 587番地 日南市大字宮浦4719番地 1	濱中武紀 外山和徳 関屋 正	鶴戸加入区	日南市漁業協同組合				
日南市西町 1 丁目 7 番 6 号 日南市西町 1 丁目 8 番21号 日南市西町 2 丁目 8 番15号	辻 重次 大嶋憲治 濱崎秀史	油津加入区					
日南市大堂津 4 丁目 4 番32号 日南市大堂津 3 丁目 8 番 9 号 日南市大字下方2601番地	浜上 貢 阪口順一 肥田十一	大堂津加入区					
日南市南郷町中村乙4729番地 日南市南郷町中村乙4870番地 日南市南郷町中村甲3080番地	谷口一二三 橋口輝明 長嶺峯一	南郷加入区	南郷漁業協同組合				
日南市南郷町中村乙4096番地 日南市南郷町中村乙4129番地 34 日南市南郷町中村乙4045番地 2	阪元政美 東 幸弘 藤浦末弘	栄松加入区	栄松漁業協同組合				
日南市南郷町賛波3164番地 3 日南市南郷町潟上 134番地35 日南市南郷町潟上64番地 5	和田明男 竹田喜六 黒木秀正	外浦加入区	外浦漁業協同組合				
串間市大字市木9002番地 5	山下 一	市木加入区	串間市東				

宮崎県告示第73号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月30日から平成29年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米良村大字板谷字大王鶴 20番 1 地先から同郡同村同大字同字20番 1 地先まで	旧	9.3~ 9.5	14.0
				新	15.0~ 18.7	14.0

宮崎県告示第74号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月30日から平成29年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	宮崎市大字 大瀬町字白 坂2267番1 地先から同 市同大字字 アブミ1720 番10地先ま で	旧	11.5～ 19.0	590.95
				新	14.5～ 21.3	590.95

宮崎県告示第75号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月30日から平成29年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市清武 町加納 5 丁 目 102番地 先から同市 同町加納字 槇ノ札甲19 29番10地先 まで	旧	7.0～ 13.3	22.0
				新	12.8～ 13.3	22.0

宮崎県告示第76号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月30日から平成29年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米 良村大字板 谷字大王鶴 20番 1 地先 から同郡同 村同大字同 字20番 1 地 先まで	平成29年 1 月30日

宮崎県告示第77号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月30日から平成29年 2 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市清武 町加納 5 丁 目 102番地 先から同市 同町加納字 槇ノ札甲19 29番10地先 まで	平成29年 1 月30日

公 告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成29年 1 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-23)第 468号	細島水道設備	寺原 義明	宮崎県日向 市平野町 1 - 27	一般	土木工事業、管工事業 、水道施設工事業、消 防施設工事業	平成28年12月 21日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年12月21日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第5197号	日豊造園	松本 公正	宮崎県東白 杵郡門川町 大字門川尾 末7005- 6	一般	造園工事業	平成28年12月 12日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年12月12日 (全廃業)
宮崎県知事許可	沼村鉄工所	沼村 國勝	宮崎県日南	一般	鋼構造物工事業	平成28年12月	平成28年12月19日

(般-23)第6096号			市南郷町中 村乙6441			19日付けで廃 業した旨の届 け	(全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-27)第 11234号	第一ビル工事 (株)	関谷 祐作	宮崎県宮崎 市吉村町寺 ノ下甲2306 - 1	一般	建築工事業、大工工 業、とび・土工工 業、屋根工事業、内装仕 上工事業	平成28年12月 8日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年12月 8 日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-24)第 999号	中井建設(株)	中井 徹	宮崎県日南 市北郷町大 藤甲2235	一般	管工事業	平成28年12月 19日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年12月19日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-23)第5398号	可愛工業(株)	畦田 今朝義	宮崎県延岡 市北川町長 井6588- 1	一般	建築工事業	平成28年12月 27日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年12月27日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-24)第8015号	松下総合設備 (株)	松下 大祐	宮崎県えび の市大字島 内 637- 8	一般	消防施設工事業	平成28年12月 27日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年12月27日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-27)第9853号	(株)アイアン	興梠 廣康	宮崎県延岡 市大武町54 53- 8	一般	鉄筋工事業	平成28年12月 9日付けで廃 業した旨の届 け	平成28年12月 9 日 (一部廃業)

## 人事委員会規則

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

## 宮崎県人事委員会規則第1号

## 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>別記 様式第1号(第2条関係)</p> <p>配偶者同行休業承認申請書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>1 申請の区分</td> <td><input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入)</td> </tr> <tr> <td>2 申請に係る</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入)	2 申請に係る	[略]	<p>(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p>第3条の2 <u>条例第6条第2項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の条例第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会</u> <u>がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p>別記 様式第1号(第2条関係)</p> <p>配偶者同行休業承認申請書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>1 申請の区分</td> <td><input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入) <u>(</u> <input type="checkbox"/> <u>再度の延長)</u></td> </tr> <tr> <td>2 申請に係る</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入) <u>(</u> <input type="checkbox"/> <u>再度の延長)</u>	2 申請に係る	[略]
[略]													
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入)												
2 申請に係る	[略]												
[略]													
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入) <u>(</u> <input type="checkbox"/> <u>再度の延長)</u>												
2 申請に係る	[略]												

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">配偶者</td> <td style="width: 30px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">5 延長の期間</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">既に配偶者同行休業をしている期間</td> <td style="border: 1px dashed black;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) 1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。</p> <p>4 [略]</p>	配偶者			[略]			5 延長の期間	[略]		既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで		[略]			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">配偶者</td> <td style="width: 30px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">5 延長の期間</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">既に配偶者同行休業をしている期間</td> <td style="border: 1px dashed black;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="border: 1px solid black;">                 うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで             </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) 1 [略]</p> <p>2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の（）内に、当該延長が必要な事情を記入すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。</p> <p>5 [略]</p>	配偶者			[略]			5 延長の期間	[略]		既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで	[略]		
配偶者																															
[略]																															
5 延長の期間	[略]																														
既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで																														
[略]																															
配偶者																															
[略]																															
5 延長の期間	[略]																														
既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで																													
[略]																															
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成29年2月1日から施行する。</p>																															